

○景観まちづくり市民懇談会の組織及び運営に関する要綱

平成31年3月5日告示第19号

景観まちづくり市民懇談会の組織及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、印西市景観条例（平成30年印西市条例第26号）第26条に基づき設置する景観まちづくり市民懇談会（以下「懇談会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 懇談会は、景観まちづくりを積極的に推進するために、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市の魅力の向上や市民のふるさと意識の醸成を図るための活動
- (2) ワークショップ等の参加を通じた委員の景観意識の向上
- (3) 地域の景観まちづくりの担い手の育成
- (4) 景観まちづくりを目的とした地域活動についての意見交換
- (5) 印西市景観計画等の変更に対する意見の提案
- (6) 前各号に掲げるもののほか、景観まちづくりを推進するための活動

(組織)

第3条 懇談会は、委員20人以内をもって組織する。

2 懇談会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が選任する。

- (1) 市内に在住、在勤または在学する者
- (2) 各種関係団体が推薦する者
- (3) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 前項第1号の委員は公募により選出するものとし、選出方法等については、市長が別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 懇談会の委員は、再任されることができる。

(会議等)

第5条 懇談会に座長及び副座長を置き、座長にあつては委員の互選により、副座長にあつては座長の指名によりこれを定める。

2 懇談会は、座長が招集し、座長が会務を総理する。

3 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

4 座長は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求めることができる。

5 代理者の出席は、第3条第2項第2号に規定する委員に限り、認めるものとする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、都市建設部都市計画課において処理する。

(報酬及び費用弁償)

第7条 報酬及び旅費その他の費用は支給しない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。